

## 代表質問 議事録

○飯田議員 議長。

○議長 飯田満君。(飯田議員登壇)

○飯田 議長のお許しを頂きましたので、維新の党神奈川県議会議員団を代表し、通告に従い、提言を交えながら、順次、質問をさせていただきます。

知事ならびに教育長におかれましては、明快かつ前向きな答弁を宜しくお願い致します。また、先輩・同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴のほど、よろしくお願い致します。

質問の第1は、人口減少社会に向けた対応についてであります。今年7月、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部」設立準備室が発足され、政府内に人口減少に対する危機意識の高まりが一気に加速することとなり、第2次安倍改造内閣の発足と同時に、安倍首相を本部長とした「まち・ひと・しごと創生本部」(所謂:地方創生本部)が設立しています。

これまでも、人口減少に関連した政府水準での公表については、経済財政諮問会議において「50年後に人口1億人台維持」とした人口指標が示されたのみで、地方創生本部の設置は、政府内における人口減少問題に対する本気の危機意識の現れと受け止めています。

政府が閣僚ポストの設置や法案提出など、本腰を入れて人口減少問題に動き出したのは、本年5月、政策提言機関「日本創成会議」の「人口減少問題検討分科会」が独自の将来推計人口を基に算出した『消滅可能性都市』(所謂:増田リスト)が公表されてからであります。

この「増田リスト」では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に、このまま人口減少問題を放置すれば、主として、2010年に1億2806万人だった人口が、2050年には9708万人、2100年には4959万人と90年の間で現在の約40%、明治時代頃の水準にまで人口が急減するとされ、特に、2010年から2040年にかけて20歳～39歳の若年女性人口が5割以上減少する市区町村は896カ所で全体の49.8%に達し、そのうち2040年で1万人を切る市町村は523カ所で全体の29.1%にのぼるとされています。

同時に、日本創成会議の公表によれば、神奈川県内の三浦市、二宮町、大井町、湯河原町の4市町では、若年女性の流出が続き、仮に出生率が上がっても、将来的な人口減少に歯止めが利かず、消滅の可能性のある自治体とされ、また、松田町、山北

町、箱根町、真鶴町、清川村の5つの町村では、2040年時点で人口が1万人を割り、消滅の可能性がさらに高い自治体とされています。

政府の「まち・ひと・しごと創生本部」が、11月に示した「長期ビジョン」骨子案では、合計特殊出生率1.8程度を、2060年に人口1億人を維持するための「めざすべき水準」としています。また、9月末現在、全国自治体では、北海道、沖縄など17道県で「出生率」、京都、兵庫など7府県で「出生数」の数値化した目標設定がされ、徳島県、三重県では今年度中に数値目標を設定するとしています。

一方、厚生労働省発表の「平成25年人口動態統計」によれば、本県の出生率は1.31と全国44番目の低さとなっており、これまで、本県では「出生率」や「出生数」の目標設定はされていないと承知しています。

また、2010年の国勢調査を踏まえた本県の新たな人口推計の総人口は、転入者数の減少などの理由により、前回の推計から1年前倒しとなる2018年の9134000人をピークに、その後、2040年には8582000人、2060年には7597000人に減少していくことが見込まれています。

このように本県においても人口減少問題は極めて重要な課題であり、次世代に責任を負う世代としても、出生率や出生数の目標を設定した上で、今から人口減少に歯止めをかける施策展開が必要であると考えています。

そこで、知事に伺います。これまでに経験のない少子高齢化社会を迎え、近い将来、人口減少社会へと突入する本県として、人口をどの時期にどの水準で維持して行く考えなのか伺います。また、「出生率」や「出生数」などの目標を設定するべきと考えますが、併せてご所見を伺います。

質問の第2は、行政改革の取組についてであります。先日、安倍総理大臣は、先月発表された7月から9月期の実質GDP速報値が年率換算で1.6%減となり、景気回復の遅れが鮮明となったことなどを踏まえ、来年10月からの消費税率10%への引き上げを1年半先送り、平成29年4月に実施する方針を示し、その判断について国民の信を問うとし、衆議院を解散いたしました。

この消費税率10%への引き上げについては、我が党は「今後の社会保障経費の増大等に応じて、いずれ消費増税が必要となり得ることを否定はしないが、増税の前にやるべきことがある」と、かねてより申し上げてきました。

先月、国において、維新の党・みんなの党及び生活の党の3党は、消費税率

を10%に引き上げる前提条件として、国会議員の定数や歳費の削減、国家公務員の給与削減などの措置を講ずることとし、その上で、賃金上昇率や完全失業率も確認して、引き上げの実施を検討するものとした「消費増税凍結法案」を共同で国会に提出したところであります。

さて、このような消費税増税に対する国の動きがある中で、本県の財政状況に目を向けてみますと、来年度予算編成においては、現時点で既に約550億円の財源不足が見込まれている上に、急速に進展する少子高齢化に伴う介護・措置・医療関係費等の大幅な増加や、公共施設の老朽化対策にも多額の費用が生じることが避けられないなど、今後の財政運営はより一層厳しさを増していくことが予想されております。

本県の厳しい財政状況の中、消費税の一部が県の貴重な財源であることは承知をしている一方で、将来の消費税率引き上げによる更なる負担に対する県民の理解を得るためには、本県としては、財源不足の穴埋めを消費増税だけに期待するのではなく、今後も積極的に行政改革に取り組んでいく姿勢を示していくことが必要不可欠であると考えます。

とりわけ、先に行われた緊急財政対策の取組のうち中長期的課題については、行政改革推進本部に引継ぎ、取り組むこととなっておりますが、これらの課題解決に向け、県有施設や補助金の見直しなどを今後も継続的に進めていくことが何より重要であります。

また、そのためには、緊急財政対策本部が本年3月に解散し、一区切りしたところではありますが、行政改革への取組に緩みが生じるようなことは決してあってはならないと考えます。

そこで、知事に伺います。緊急財政対策本部が解散した本年3月以降、行政改革にどのように取り組んできたのか伺います。また、今後の行政改革への取組姿勢について知事のご所見を併せて伺います。

質問の第3は、次世代自動車の普及促進についてであります。「小資源国家」である我が国のエネルギーの源は、その多くを海外からの輸入に頼らざるを得ない状況にあります。

東日本大震災の甚大な被害とその影響により電源の喪失、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生によって原発が停止した結果、化石燃料への依存度は高く、震災前の6割から9割に急増すると共に、電気料金の高騰、エネルギーコストの増加など生活環境にも影響を及ぼし、貿易収支も2013年には過去最高の約11.5兆円の貿易赤字となり、経済にも大きな影響を与える結果となっております。

我が国のエネルギー政策は、長期的、総合的かつ計画的な視点でエネルギー政策の遂行を確保する必要があるとされ、2002年に「エネルギー政策基本法」が制定され、総合資源エネルギー調査会の意見を聞きながら基本計画を策定、見直し、変更を重ね、本年4月に第4次基本計画の中で、「安定供給と地球温暖化対策に貢献する水素等の新たな二次エネルギー構造への変革」として、はじめて『水素社会の実現』への取組みが計画に盛り込まれたことは、まさに水素エネルギー元年として、「水素社会」を加速させる準備は整いつつあると考えます。

一方、本県では、本年4月に、新しいエネルギー体系を具体にした計画「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「再生可能エネルギー等の導入加速化」や「安定した分散型電源の導入拡大」など5つの基本政策に沿って施策を展開しているところです。計画では、2030年には県内に年間電力消費量、対2010年比で15%削減し、その年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を45%にする目標が示されています。

これまで推進してきたソーラーパネルの設置については「重量」等の課題が示され、知事は、その課題解消として軽量かつフィルム状で壁面などに設置できる「薄膜太陽電池」を全面的にサポートするとし、太陽光をエネルギー源としたソーラーパネルに対し、今後も県が補助することで普及に繋げたいとしています。

同時に、スマートエネルギー計画では、「安定した分散型電源の導入拡大」に向けた取組みとして、水素エネルギーの導入を掲げています。2017年度までにガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電する家庭用燃料電池「エネファーム」を4万2000台導入することを目標としています。既に普及が始まっており、また、究極のエコカーとして、今月15日から市場販売が開始される燃料電池自動車についても、県は公用車としていち早く導入する等、「水素」という二次エネルギーに対し、今後の初期普及への取組みに期待が集まるところと理解致します。

また、一方で、本県は、前知事時代から電気自動車の普及や急速充電器設置等の社会インフラに補助金を投入するなど、民間企業の協力を求めながら県行政の重要施策として取組みを実施してきました。電気自動車の普及や関連インフラ整備等に、これまで約10億円の公費を投入し、普及を支え、一定の役割を果たしてきたことに、私は、評価をしているところです。

「水素」という新たなクリーンエネルギーの出現、実用化によって、世論の高まりや行政の政策的取組みが開始されることは理解致しますが、燃料電池自動車の普及に当たっては、電気自動車の普及に向けた取組みを参考にすべきと考えます。そのため、

まずは本県として、電気自動車の普及に向けた取組みの政策効果をしっかり検証した上で、燃料電池自動車の普及に向けた取組みに活かすことが必要と考えます。

そこで、知事に伺います。これまでの電気自動車の普及の取組みについて、政策効果の検証と評価についてご所見を伺います。

また、電気自動車の普及に引き続き取り組むことも次世代自動車全体の普及を考えた場合に重要と考えますが、燃料電池自動車との優先順位をどのように考えているのか、併せてご所見を伺います。

質問の第4は、箱根山の火山災害対策についてであります。戦後最悪の火山災害となった御嶽山の水蒸気噴火の発生から2ヶ月余が経過しました。死者 57 名、そして、自衛隊など延べ1万 5000 人以上が投入され、行方不明者の捜索がおこなわれてきましたが、今なお6名の方が行方不明のまま、捜索活動が一旦、打ち切られたことは、行方不明となっている方、ご家族、関係者の方々の心中を察するに、痛恨の極みであります。改めて、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表すると共に、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

この御嶽山噴火による火山災害は、我々に何を教えているのか、「火山噴火は予兆無く発生するものだ

、「どんなに風光明媚な観光地でも活火山の上には安全神話など無い

、「自然と共存するからには安全対策を万全にしろ

、御嶽山噴火の報道を見聞きするたびに、この教訓を生かせという強いメッセージが心に突き刺さってまいります。

本県にある箱根山は、県内唯一の活火山です。観光地としての箱根は、国内はもとより海外からの来県者を含めると年間約 2000 万人もの観光客で賑わいをみせ、正月の風物詩となっている「東京箱根間往復大学駅伝」(通称:箱根駅伝)は、箱根の芦ノ湖を終起点とした人気のレースとして多くのファンを魅了し、また、江戸時代には東海道を監視するために箱根に関所が設けられ、その関の東側が関東と呼ばれたことでも知られています。

しかし、老若男女、国内外の人々から愛される箱根山は、歴史を紐解くと火山噴火を繰り返し、現在の箱根山の形状に至っていることは言う迄もありません。

日本列島の東側に位置する太平洋プレートが沈み込むことでマグマを発生させ、概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を気象庁は「活火山」と定義付け、現在では 110 の活火山が我が国にあり、世界の活火山の約7%を占めています。

箱根山は、今から約 40 万年前に火山活動を始めた活火山としても知られ、これまでに最も大きな噴火は約 6 万 5 千年前、浅間山や屏風山などの外輪山で火山活動が始まり、噴火によって噴出した軽石は約 60km 離れた横浜市南西部にまで達したことが分かっています。また、箱根山の最後の噴火は、裏付ける歴史的記録は存在しないとしつつも、12 世紀後半から 13 世紀頃、今から約 700 年から 800 年前の鎌倉時代に起きたことが推定されるとしています。

現在の箱根山は、県温泉地学研究所の観測によれば、2001 年には、大湧谷で体に揺れを感じる地震が 30 数回、体に感じない地震を含めると約 4000 回を超える群発地震が発生しました。また、2013 年にも大湧谷で体に揺れを感じる地震が 9 回、体に感じない地震を含めると約 2000 回の群発地震が発生しています。また、GPS による地殻変動調査では、基線長の小田原から裾野間で、2001 年から 2013 年の群発地震の影響と考えられる地殻変動は凡そ 10cm とされ、活火山においては、こうした詳細な観測状況を注視して行く必要があると考えます。

今年 9 月 27 日に水蒸気噴火した御嶽山について、噴火の予測における様々な議論があることは承知していますが、活火山噴火を予兆する火山性地震など決定的な噴火の判断は難しいとされています。

現在、箱根町や周辺自治体、神奈川県、横浜地方気象台、警察、防衛省などで組織する「箱根火山防災協議会」が設置され、今後、噴火を想定した避難計画を策定するとしています。噴火という有事における登山客や観光客の安全対策についての重要性は私も同じ認識であります。

また、一方で、観光や行楽地として気軽に訪れている箱根山は「活火山」であり、突発的な噴火も起こり得る可能性があることを観光客や登山客などに知っていただくことも重要であると考えます。

そこで、知事に伺います。マグネット神奈川と題して、箱根の観光名所に国内外の観光客を集客している本県として、箱根山が「火山」であることについての周知が充分とは言えない状況にあると感じています。箱根への来訪者に対する周知についての見解を伺います。

質問の第 5 は、教育委員会制度についてであります。昭和 23 年に旧教育委員会法によって制定された教育委員会制度は、昭和 31 年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって、それまで実施されてきた教育委員の公選制が廃止され、以降、58 年の年月が流れ、今年 6 月、歴史的な大転換となる法改正案が参議院で可決・成立し、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになっています。

この法改正は、安倍内閣が政策の重点課題として掲げる教育の再生を実現させることを目的に、地方公共団体の首長が教育、文化等の振興に関する包括的、総合的な大綱を定め、大綱策定に関する総合教育会議を設置すると共に、任命にあつては、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築の観点から教育委員長と教育長の職を一本化した新教育長を地方公共団体の首長が地方議会の同意を得て、直接任命し、委員会を総理するなど新たな制度改正に至っています。

現行の教育委員会制度は、地方公共団体の首長が、非常勤である教育委員を任命し、合議制の執行機関である教育委員会が、組織のトップである教育委員長を選挙、及び常勤の教育長を任命するという一方で、教育委員長と常勤の教育長の違いや責任所在の分かりにくさ、いじめ等の重大事態の発生に対して、迅速な対応が必ずしも図られていないこと、また、地域の民意が十分に反映されているとは言えない現状や地方教育行政に問題がある場合、最終的に責任を果たせる組織体系、制度になっていないなどの課題が多く山積した状態にあります。

この法改正で、教育行政における迅速な危機管理体制の構築、公選職でもあり地域の民意を代表する立場にもある首長と教育委員会の連携強化が図られること、そして、法改正に舵を切るきっかけとなった、2011年10月、当時中学2年生の男子生徒が同級生らのいじめを苦に自殺した、大津市いじめ自殺事件における市教育委員会のような問題体質の改善や重大事態等の事件に対して、再発防止のために文部科学省が教育委員会に指示できることとなりました。

敢えて言うならば、国会における我が党の主張は、現行の教育委員会制度を廃止して、選挙で選ばれた首長に権限と責任を一元化し、首長が独善的な手法により教育現場を混乱させることがないように、外部監査機関を設けるなど、現行法の対案を国会に提出していましたが、残念ながら否決されてしまっています。

この度の新たな教育委員会制度では、地方公共団体の首長が、新教育長を任命することから任命責任については明確になって参ります。同時に、これまでと同様に、議会の関与として、知事の新教育長の任命にあたっては議会の同意も必要であることから議会にも一定の責任はあるものと考えます。

大津市のいじめ事件で、教育委員会の隠蔽体質や責任者の所在が不明確だったことが明らかになったように、この法改正の主眼は、新教育委員会制度で最終的な責任者をはっきりさせることが柱となっています。しかし、新たな制度では「責任体制の明確化」とは明記されてはいるものの重大事態が発生した場合の損害賠償訴訟の相手は首長であり、本当の意味での責任者の所在は不明確であると言わざるを得ません。

そこで、教育長に伺います。教育委員会の委員として、現在の教育委員会の内情を知る立場だからこそ、今後の教育行政にふさわしい制度として教育委員会はどうあるべきなのか、ご所見を伺います。また、新たな教育委員会制度に対するご所見を併せて伺います。

質問の第6は、スポーツ行政の所管組織の一元化についてであります。平成17年10月、文部科学省の諮問機関でもある中央教育審議会が、「新しい時代の義務教育を創造する」と題した答申の中で、「首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化して行くことが適当である。このため、教育委員会の所管事務のうち、文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、地方自治体の判断により、首長が担当できるようにすることが適当である」と答申が示され、その後、平成20年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、地方公共団体の長が、スポーツに関する事務のいずれか又は全てを管理し、執行できることが明確になりました。

その結果、地方公共団体でもスポーツ振興とまちづくり、観光、地域経済の活力創出などスポーツとタイアップをし、総合的な政策マネジメントの一環として、長崎県や岡山県を筆頭に、大分県、福島県、東京都、徳島県など全国3分の1の都道府県や基礎自治体で関連組織の再編が進み、教育行政に置かれていたスポーツ行政組織が知事部局に移管を遂げています。

また、昨年9月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、開催地の隣県でもある本県のスポーツ振興や競技施設など、スポーツ全般に果たす役割は大きく、特に本番の競技会場となる競技施設や事前、直前キャンプ及びアスリート育成など、今後、スポーツに関する行政の関与、政策アクターは益々、重要になってまいります。

県は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、世界に誇れる神奈川の姿を世界に発信するため、昨年10月、黒岩知事を本部長とした「五輪のための神奈川ビジョン2020推進本部」を設置し、今年8月には「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を策定しました。

このビジョンが掲げる神奈川からオリンピック・パラリンピックを盛り上げて行く取り組みをはじめ、県民スポーツの発展のためには、スポーツに関する事務・事業を知事部局に一元化する組織体制を構築し、効果的、効率的な行政執行体制の整備、県民のスポーツ活動の支援や市町村・地域と一体化したスポーツ施策支援の窓口のワンストップ化が、今後、県に求められるニーズであり、県が担うべき役割であると考えます。



私は以前から「スポーツ競技」と「施設」は一体であり、本県のように所管するセクションがバラバラでは神奈川のスポーツの発展は見込めないと主張してきましたが、これまでの議会で、スポーツ行政の一元的な組織を「設置する方向で検討する」と積極的な答弁をされてきたことは評価しております。

そこで、知事に伺います。総合的なスポーツ行政の推進体制の整備として、スポーツ関連セクションの一元的な組織体制について、今後、どのようなスケジュールで進めて行くのか伺います。また、いつを目途に設置しよう検討しているのか併せて伺います。

以上で私の第1回目の質問を終了いたしますが、答弁によっては、再質問させていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

○黒岩知事 飯田議員のご質問に順次お答えしてまいります。はじめに、人口減少社会に向けた対応についてお尋ねがありました。まず、本県の目指すべき人口水準についてです。先般「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、都道府県や市町村には、人口減少対策を講じて、少なくとも2040年までを見通した長期の「地方人口ビジョン」を策定することが求められています。

また、その策定にあたっては、まず、国が目指すべき人口水準を盛り込んだ「長期ビジョン」を示し、都道府県と市町村は、それを勘案して、それぞれのビジョンを策定することになっています。

そのため、本県として、「目指すべき人口水準」を設定する場合は、国が目指す人口水準と、それを設定する考え方を十分勘案するとともに、県内市町村それぞれが目指す人口水準や人口減少対策の方向性と整合を図ることが必要です。

したがって、県としては、今後示される、国のビジョンを分析したうえで、市町村とも十分議論しながら、本県の目指すべき人口水準をどのように設定するのか検討していきたいと考えています。

次に、「出生率」や「出生数」などの目標設定についてです。何らかの客観的指標となる目標を設定することは、県全体で1つの方向を向き一丸となって進めていくためには有効なものと考えます。

しかし、「出生率」と「出生数」という目標は、女性への出産の押しつけにならないかとの意見や、産むか産まないかは個人の自由であり、国や自治体が口を出すべきではないという意見もあり、慎重に考える必要があります。

また、他の目標を設定する場合でも、人口減少問題は対策が広範な分野にわたることから、県だけでなく、県民の皆さんや企業、団体、市町村を巻き込んだ県民議論が必要だと考えています。

そうしたことから、今後も丁寧な議論を重ねるなかで、「出生率」や「出生数」の目標設定の是非も含め、客観的指標を定めることについて検討してまいります。

次に、行政改革の取組について、お尋ねがありました。本県は、平成24年に「神奈川県緊急財政対策本部」立ち上げ、全庁一丸となって緊急財政対策に取り組んだ結果、25、26年度に見込まれた1,600億円の財源不足を解消することができました。本部は本年3月に解散しましたが、その後も、緊急財政対策の中で掲げたロードマップに沿って、県税事務所の再編統合や、津久井馬込場の廃止などを着実に実施してきています。さらに、国際研修センターや丹沢湖ビジターセンターなどについても、今年度末の廃止に向け、現在、関係者等と調節を進めております。

次に、今後の行政改革への取組み姿勢についてです。緊急財政対策により、当面の財源不足に目処をつけると共に、安定した行財政基盤の確立に向けた第一歩を踏み出したところです。

しかしながら、現在の国と地方の歳出規模が4対6なのに対して、税収規模は逆に6対4とギャップが生じており、地方には仕事量に見合った税財源が保障されていません。

また、事務的経費の割合が歳出の8割りを超えるなど、本県の財政構造は極めて硬直化したものとなっています。

こうした財政構造の根本的な問題が解決されていないことから、本県は、依然として厳しい財政状況が続いております。

そのため、これまでも、地方税財政制度の抜本的な改革を国へ求めてきましたが、今後も、こうした取組みを継続してまいります。

さらに、県独自の取組みとして、業務を効率化して時間を生み出し、県民サービスの向上に繋げるために、本年6月には、「スマート県庁大作戦」の実施を決定し、職員の意識改革、ICTの活用、業務プロセスの見直しなどに取組みはじめました。

今後も、引き続き、行政改革推進本部のもとで、「県有施設」・「県単独補助金」の見直しのロードマップ等の着実な推進と、県債管理目標の達成といった中長期的課題に取組み、手を緩めることなく不断の行政改革を進めてまいります。

次に、次世代自動車の普及促進についてのお尋ねがありました。まず、これまでの電気自動車の普及の取組に関する政策効果の検証と評価についてです。県は、電気自動車の普及を促進するため、2014年度までに、3000台の普及を目指すという目標を掲げ、導入費用に対する補助をおこない、併せて急速充電器の設置費用への補助等もおこなってきました。その結果、電気自動車の導入台数は、2012年6月の3300台

を上回り、前倒しで目標を達成しました。さらに、2013年度末には5500台を超え、都道府県別の台数としてはトップとなっています。

このように、電気自動車の販売が開始された初期の段階で、補助金を集中的に投入し、需要を創出したことにより、市場が広がって価格の低下が進み、自立的な普及に繋がったと評価しています。

次に、電気自動車と燃料電池自動車との優先順位についてです。電気自動車と燃料電池自動車は、ガソリン車に代わる次世代自動車として期待されていますが、本格的に普及するには、それぞれ課題があります。電気自動車は、航続距離が230km程度と、ガソリン車と比較して短く、また、充電に要する時間が、急速充電器を使っても約30分と長いことなどから、導入の伸びが緩やかになっています。

一方、今月から販売が開始される燃料電池自動車は、航続距離や燃料の補給時間はガソリン車並みですが、価格が700万円を超え、非常に高価であり、更に水素ステーション1カ所の整備に5億円程度かかるため、整備が順調に進んでいません。

こうした課題の解決に向け、現在、世界の自動車メーカーと関連企業が、研究開発や技術開発にしのぎを削っており、その進展に伴い、それぞれの優位性を活かして普及が進むと見込まれます。

そのため、次世代自動車の普及に向けた県の施策としては、電気自動車と燃料電池自動車とに優先順位をつけるのではなく、両方の普及を促進していく必要があると考えています。

そこで、導入が進んでいる電気自動車については、引き続き普及啓発に取り組み、販売が始まる燃料電池自動車については、初期需要を創出するための支援を検討してまいります。

次に、箱根山の火山災害対策についてです。箱根山が最後に噴火したのは、13世紀頃です。その後、現在に至るまで、噴火の兆候は見られていません。しかし、万が一に備えて、県民や観光客、登山者の皆さんに、箱根山について知っていただくための取り組みが進められています。

まず、日頃からの観測情報の発信です。県の温泉地学研究所では、箱根山を常時観測しています。最新の観測結果は、温泉地学研究所のホームページで公開し、広く情報提供をおこなっています。平成25年1月に群発地震が増加した時には、ホームページに地震の状況を発表し、県民の不安解消に努めました。今後共、観測結果を広く知って頂けるよう、情報の発信に努めます。

もう一つが、県を含めた関係機関が連携して、箱根火山について、周知を図って行く

ことです。箱根町では、平成16年3月に「箱根町火山防災マップ」を作成し、町内全ての住民や観光施設、宿泊施設に配布し、周知を図りました。本年7月に、箱根町が事務局となって設置した「箱根火山防災協議会」では、旅館組合など多くの関係者が連携し、様々な課題を議論しています。観光客に対する啓発についても、協議会での議論を生かしながら、県としても積極的な情報提供に努めます

箱根山は県内外をはじめ、国外からも大勢の方が訪れる観光地です。訪れる方々が、安心して箱根山を楽しんで頂けるよう、そして、万が一の場合にも、被害を最小限に止めるよう、周知に積極的に取り組んでまいります。

最後に、スポーツ行政の所管組織の一元化について、お尋ねがありました。これまで、スポーツ振興については、教育局を中心として「スポーツ施策総合推進本部」で全庁横断的に取り組んでいます。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、この8月には「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を策定しました。

このビジョンには、大会を盛り上げていく取組みのほか、「県内アスリートの育成」や「障害者・高齢者スポーツの推進」、「運動・スポーツの実践による健康寿命の延伸」を目指すことなどを盛り込んでいます。

こうしたことから、今後、競技スポーツをもとより、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた支援と、本県の地域振興や健康寿命日本一にも繋がる様々なスポーツ施策を、より一層総合的に推進する必要があります。そこで、スポーツ行政を一元的に所管する体制の整備を図ってまいりたいと考えています。

国でもスポーツ庁設置に向けた動きがありますので、スポーツ振興に関する国の取組みも見据えながら、スポーツ行政を所管する組織体制について検討してまいります。

なお、私自身の任期も来年4月22日までですので、現時点で具体的なスケジュールをお答えすることは難しいものと考えております。私からの答弁は以上です。

○桐谷教育長 教育関係についてお答えします。教育委員会制度について、お尋ねがありました。まず、今後の教育行政にふさわしい制度として教育委員会はどうあるべきかについてです。

教育は、子ども達の価値観の形成に直接影響を与える営みです。そのため、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保する必要があります。

また、教育は、子どもの健全な成長発達のため、一貫した方針の下、継続手時・安定的におこなわれることが求められています。更に専門家のみが担うのではなく、広く、民意を踏まえておこなわれる必要があります。

こうした事から、私は、今後の教育委員会制度のあり方として、教育の中立性や継続性・安定性が確保され、更には民意が十分に反省される制度で亜理子とが望ましいと考えております。

次に、新たな教育委員会制度についてです。新制度においても教育委員会は、引き続き独立した執行機関として位置付けられており、教育の中立性などが図られたものと認識しております。

一方で、新制度では、首長が、議会の同意を得て直接任命する教育長が、教育委員会の責任となっております。

また、首長が、「総合教育会議」を設置し、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」について、教育委員会と競技、調整し、「大綱」として定めることとされました。

これらの制度改正により、責任の所在がより明確になると共に、地域の民意を代表する首長との連携が、強化されたものと受け止めています。

今後、県教育委員会として、これ以上に知事と活発な意見交換をおこない、神奈川の子ども達一人ひとりが、様々な可能性を将来に向けて大きく伸ばして行くことができる教育を、推進してまいります。以上でございます。

○飯田 箱根山の火山災害対策についてであります。やはり箱根山というのは県内唯一の活火山でありまして、だからこそ温泉地というものが活かされるわけでありましてこれから活火山というものと我々が共存していかなければならないんだと事だと思いません。是非、万が一ということも我々は考えなければいけませんので、箱根山というのが活火山なんだということに対して、訪れる観光客や登山客に周知をして行かなければならないと思います。今後の検討を見守って行きたいと思えます。

スポーツ行政の組織体制の一元化を図ってまいりたいということではありますが、質問の中でも申し上げましたけれども、スポーツ競技と施設は一元化で考えていかなければならないと私は思うんですね。バラバラであってはこれからの県民スポーツに対するニーズというのは違ってまいりますので、一体として考えていただいて、全てワンストップで、そこで物事を解決するような仕組み、体制というものを、知事、次の任期にいらした折には、是非、お願いしたいと思えます。

人口減少社会に向けての取組みなんですけども、人口減少前に、65歳以上の高齢者人口なんですけど、総人口に占める割合が24.1%でありまして、高齢化社会というのはわが国では到来しておりますし、本県においてもやはり高齢化社会はどんどん進展をしてまいります。一方で、深刻なのは人口減少でありまして、この人口減少、政府は

50年後、総人口1億人を維持するために「長期ビジョン」と向こう5年間の「総合計画」を作るということを先程知事の答弁でもありました。そして、来年度は全国都道府県、市町村において、「人口ビジョン」「総合戦略」の策定が努力義務とされましたので、是非、県の「総合計画」の中にこの人口減少に向けた人口の目標設定、出生率を盛り込んでいただくことを要望して終わりにさせていただきます。